

2011年8月29日

内閣総理大臣 殿

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン
核・エネルギー問題担当 鈴木かずえ

要請書

福島の子どもたちを放射能から守るために 除染が終わるまで子どもを避難させ、福島の人々に「避難の権利」を

国際環境 NGO グリーンピースは、3月11日の地震、津波、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、住民の健康を守ることを目的に継続的に放射線調査を行っています。その過程で福島市、郡山市を「特別管理区域」にして除染を行うことや、高線量の地域の妊婦、子どもを避難させること、子どもの被ばくのトータルな管理をこれまでも要請してきました。

8月26日、日本政府が除染実施に関する基本的な考え方などを示し、本格的な除染が始まろうとしています。しかし、その一方で、高線量地域の妊婦、子どもの避難については進んでいません。また、子どもに関しては、8月26日に「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」が通知され、子どもの被ばく管理が学校内における被ばくに限定されました。

グリーンピースは、保育・教育施設における除染と周辺環境の検証のため、8月6、17、18日の3日間、福島市において調査を行いました。その結果、学校については除染後にも関わらず高線量が測定され、周辺環境においても、子どもたちが安全に暮らしていけるレベルではないことがわかりました。

よって、この状況を改善するために以下を政府に要請します。

- 一、福島市、郡山市など線量の高い地域の保育・教育施設において、除染が完了し安全が確認されるまで、子どもたちに線量の低い地域で保育・教育を受けることができるよう疎開・避難などの措置をとること
- 二、福島の人々の「避難の権利」を認め、避難希望者に公的支援（避難費用の補償、住宅の提供、避難先での仕事のあっせんなど）を行うこと。その際、妊婦・子どものいる世帯は優先して支援すること

以上

なお、除染について、別紙で提言させていただきます。



除染についての提言

2011年8月26日、日本政府は「除染に関する基本的な考え方」等を発表しました。しかし、この「考え方」は放射線に影響を受けやすい妊婦や子どもの健康や安全を守ることを十分に考慮していないだけでなく、避難に必要な経済的支援も含んでおらず、早急な改善が必要です。

グリーンピースは福島市で再度8月17、18、19日に放射線測定を行いました。4月にも実施しましたが、4か月が経過してもほとんど状況は改善されていないようです。市民はいまだに「避難の権利」を与えられず、高濃度に汚染された公園などが市民や子どもたちに開放されています。そして、ホットスポットは放置され、市の中心部の放射線レベルは依然高いままです。多くの教育施設では、適切な保護装備なしのボランティアや一般土木事業者によって、限定的な除染が行われています。放射性廃棄物処分への公的支援もなく、その廃棄物が教育施設の敷地に埋められたり、一般廃棄物として処理されたりしています。

市民を守るためとしたこれまでの政府の取り組みも、8月26日に発表された「除染に関する基本的な考え方」も不十分です。

よって、グリーンピースは、日本政府に以下を提言します。

避難について

- 福島市、郡山市などの高濃度に汚染された地域に住む市民に、「避難の権利」を認め、政府により経済的およびその他の公的支援を行うこと。

「特別管理区域」設定と包括的な放射線防護策

- 福島市や郡山市を含む広域を「特別管理区域」に設定すること（グリーンピースは、同項目を4月11日に要請済み）。
- 「特別管理区域」を設定後、避難から除染までの包括的な放射線防護策を策定、実施すること。
- ホットスポットは十分に除染されるまで、フェンスなどで囲むこと。
- 分かり易く適切な情報を市民に提供し、定期的な健康診断と食品のスクリーニングを行うこと。
- 除染で発生する放射性廃棄物の適切な集荷と管理をすること。
- 「除染に関する基本的な考え方」を見直すこと。
- 積算線量20ミリシーベルト以下の地域において、避難したいと希望する市民への経済支援を地方自治体ではなく、政府が行うこと。福島市のような、外部被

ばくの積算線量が4ミリシーベルトから24ミリシーベルト(公衆の被ばく限度年間1ミリシーベルトの20倍以上)となる地域からの避難を優先し、とくに妊婦と子どもに関しては最優先すること。

- これらにかかる費用に関しては、汚染者負担の原則に基づき東京電力に負担させること。

数千人規模の作業員を動員しての除染国家プロジェクトの実施

- 政府は、まず高線量かつ人口の多い地域に焦点をあて、県と市町村との緊密な協力のもと、地元住民の直接参加も得て数千人規模の作業員と十分な資金を投入し除染を進めること。この除染国家プロジェクトによって汚染地域を合理的な期間で居住可能にもどし、避難者が帰還できるようにし、避難せずに残った市民に対してもできるだけ早く線量を下げること。
- 8月26日に示された「除染に関する基本的な考え方」ではこのようなプロジェクトを地方自治体に負わせているが、政府が実施し費用負担を東京電力にさせること。

除染

- 焦点を絞った緊急除染だけではなく、全面的な除染も同時に実施すること。焦点を絞った緊急除染に当てはまるのは、ホットスポットや、子どもの生活圏である校庭・園庭、公園や通学路・通園路だが、広範囲の汚染地域の線量低減や先に述べたような優先地域の再汚染防止のためには、全面的かつ広範囲の除染が必須。
- 除染は専門家の助言の下に行うこと。不適切な除染作業は市民へのリスクを増大させる。また、汚染を土壌表面から除く作業などが、不適切に行われればその汚染を子どもが歩いたり遊んだりするような場所に蓄積させる可能性がある。
- 除染中、市民とくに子どもをその地域から避難させること。もし、除染に先立っての避難が行われない場合は、再浮遊した汚染粒子の吸引による被ばくのリスクが生じる。
- 再汚染の可能性があるため、除染状況を定期的にチェックし、必要であれば再除染をすること。
- 除染を行うに際して従事する作業員には放射線防護の訓練を行うこと。また、作業員の積算線量を記録すること。
- 除染には、廃棄物管理計画を含むこと。

廃棄物管理

- 除染によって生じる廃棄物は数百万トンにもおよび、人への汚染など短期的リスクだけでなく、少なくとも300年にわたって長期的リスクを引き起こす可能性がある。よって、除染によって生じる放射性廃棄物の管理対策を早急に策定すること。放射性セシウム137は、地下に埋められれば植物によって再び地表に運ばれるなど、地下深くに埋めたとしても適切に管理されなければ、数年から数十年の後に地表に出てくることになる。
- 除染によって生じる放射性廃棄物は、一般廃棄物として処理されるべきではないことを周知すること。また学校の校庭などで見られるように、地中に埋めるなどの処理は適切ではないことも、市民に認識してもらうこと。これらが一般



廃棄物として廃棄されないよう即時収集と一時的な緊急保管が不可欠。

子どもの健康について

- 子どもを放射能から守るために家族が離散することのないよう十分な支援と、家族にとって最善の選択が認められるよう配慮すること。
- 福島県内の学校および周辺環境はいまだに汚染レベルの高いところが存在するため、夏休み期間中に高線量地域外へと避難している子どもたちを学校に出席するために無理に帰宅させないこと。
- 政府と自治体は、子どもたちが高線量地域外でも学校での授業が受けられるよう所属校以外での授業などの制度を整備すること。
- 除染を避難の代替として扱わないこと。子どもたちはすでに被ばくのリスクにさらされており、除染などの救済措置とその段階的实施が子どもの避難を妨げたり、遅らせたりする理由となってはならない。
- 高線量地域にとどまることを決意したり、それを余儀なくされたりした市民が汚染の高い場所にいる時間を減らすことができるよう、広範囲に及ぶ正確な放射線マップを作成し配布すること。
- 子どもを守るための最善の方法について、保護者たちに適切なアドバイスのできる十分な人員を用意すること。
- 教育機関が適切な除染が完了するまで授業の再開を見合わせることを認めるほか、除染にかかった費用、その他の損失の補償を受けられるようにすること。
- 除染は、校庭や園庭、通学路など児童や生徒が頻繁に使用する場所を優先すること。これらの場所は、緊急に除染しても、政府が地域全体の除染に乗り出さない限り定期的な線量調査と再度の除染が必要になる可能性がある。
- 高濃度汚染地域には適切な除染が完了するまで子どもたちにもわかりやすい標識をたてること。
- 事故後という現状を考慮しても、自然放射線以外の公衆被ばく限度年1ミリシーベルトは本来成人のための基準であることから、放射線の影響を受けやすい子どもへの限度については年1ミリシーベルト以下をめざしながら、同値を現実的な参考レベルとして使用すること。

